

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3236号)

令和7年7月22日

横 情 審 答 申 第 3236 号
令 和 7 年 7 月 22 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年11月8日総労第15845号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「電話応対メモ（特定年月日1）」外2件の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「電話応対メモ（特定年月日1）」外2件の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「総務局労務課が保有する審査請求人の児童手当に関する全ての文書 特定年月日2付児童手当支給事由消滅通知にいたるまでの記録を含む。他課への照会や課内でのうち合わせなども含む」との保有個人情報開示請求（以下「本件保有個人情報開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年8月28日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第7号柱書に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 電話応対メモは、対応した職員が課内での情報共有のために記録している。
- (2) 継続的に対応ができるように、職員の対応、評価、所見に関わる情報をありのままに記載している。
- (3) これらを開示すると、職員が記録を作成することに消極的になりメモが形骸化し、また、当該記録が審査請求人の認識と異なっていた場合に労務課に対する信頼関係が損なわれことになる。その結果、相手方の対応について適切な判断が行われなくなるなど労務事務の運営に支障が生じるおそれがある。
- (4) 以上のことから、本号柱書に該当し不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、開示を求める。
- (2) 不開示部分についてすべての開示を求めるが、事実確認のため話した内容などの事実だけでもせめて開示してほしい。
- (3) 全て黒塗りにするのは法第78条で認められているとは考えられない。

5 審査会の判断

- (1) 横浜市職員の児童手当に係る事務について

横浜市職員（市長部局に所属する職員に限る。）に対する児童手当の認定等の事務は総務局労務課で所管している。

児童手当の継続について審査し、受給資格がない職員を把握した場合には、当該職員の属する区局労務主管課に対し、児童手当受給事由消滅届の提出を含む手続について案内を行っている。

- (2) 本件保有個人情報について

実施機関が審査請求人及び他の自治体職員と電話でのやり取りを記録した応対メモで、特定年月日1付け（以下「個人情報1」という。）、特定年月日3付け（以下「個人情報2」という。）、特定年月日4付け及び特定年月日5付け（以下「個人情報3」という。）のメモである。

個人情報1には他の地方自治体職員及び審査請求人とのやり取りの内容や実施機関の所見が、個人情報2には審査請求人とのやり取りの内容や実施機関の所見が、個人情報3には審査請求人とのやり取りの内容及び実施機関の所見並びに関係法令の条文等が、記載されている。

- (3) 法第78条第1項第7号柱書該当性について

ア 法第78条第1項第7号柱書では、保有個人情報を開示しないことができる場合として、「地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

イ 不開示理由について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 職員による児童手当の問合せは、通常、区局労務担当課を通して行われるものであるが、審査請求人は労務担当課を通さずに実施機関へ直接に処分に関する問合せを続けるようになった。過去に例のない内容で慎重な対応を要する案件であり、問合せには複数の職員で対応しており、メモを作成し実施機関内の共有を図る必要があった。

(イ) 当該メモは、職員が電話で聞いた内容を備忘録的に記載したものであるので全てを記録しているものではない。審査請求人は、神奈川県へ不服申立てを行っており、実施機関としては訴訟が提起される可能性も視野に入れていた。

(ウ) 開示することによって、審査請求人が職員の認識と異なる形で当該メモを利用する可能性が高く、職員が委縮して記録することをちゅうちょし、組織的な対応ができなくなるおそれがあり、事務に支障があるため不開示とした。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

実施機関では、審査請求人からの処分の不服に対する問合せについて、労務担当課を経由する通常の方法ではなく、直接的に継続的な電話による対応が行われていたと認められる。そのような状況や審査請求人の神奈川県への不服申立ての状況を踏まえると、職員が訴訟を提起されることを意識していたという実施機関の主張は、不自然・不合理とはいえない。

また、当審査会において本件保有個人情報を見分したところ、当該メモは逐語的に全てが記載されているものではなく、電話でのやり取りで不明瞭な部分もある中で聞き取った内容が簡略的に記載されていることが認められる。そのためこれらを開示すると、職員の認識と異なる形で利用されるおそれがあるという主張は不自然ではないし、訴訟を意識した中でそのようなメモを職員が作成することをちゅうちょするという実施機関の主張も不合理とはいえない。

よって、本件保有個人情報のうち審査請求人と実施機関のやり取りの内容や実施機関の所見については、本号柱書に該当すると認められる。

しかし、個人情報1及び個人情報3のうち別表に示す部分については、他の地方自治体職員の発言内容、国のQ&Aや法令の抜粋部分を記載しているものであり、開示されたとしても実施機関の当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、開示すべきである。

(4) その他審査請求人の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

別表

保有個人情報	開示すべき部分
個人情報 1	不開示部分 1 行目の全て
個人情報 3	1 頁目不開示部分 4 行目から 14 行目までの全て、2 頁目不開示部分 15 行目から 17 行目まで及び 19 行目から 28 行目までの全て

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 11 月 8 日	・実施機関から諮詢書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 1 月 18 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 5 月 27 日 (第11回第五部会)	・審議
令 和 7 年 6 月 24 日 (第12回第五部会)	・審議